

## 第4回幕別町使用料等審議会議事録

### 1 開催日時

令和3年11月19日（金）19：00～19：40

### 2 開催場所

幕別町役場3階 会議室3－A・B・C

### 3 出席委員（12名）

加藤会長、杉山委員、横山委員、森委員、高橋委員、岡田委員、喜多委員、高道委員、  
浦島委員、國安委員、前野委員、松本委員

※橋坂委員、和田委員、宮本委員、坂本委員は欠席

### 3 審議

幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)について

### 4 事務局出席者

幕別町企画総務部長	山岸 伸雄
企画総務部政策推進課長	白坂 博司
” 政策推進課副主幹	鳴海 走也
” 政策推進課副主幹	小寺 博志
” 政策推進課副主幹	日下部 孝彦

### 5 傍聴者

2名

## 6 議事録

(企画総務部長)

ただ今から、第4回幕別町使用料等審議会を開会したいと思います。

なお、本日、橋坂委員、和田委員、宮本委員、坂本委員より、欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、加藤会長からご挨拶申し上げます、議事を進めていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

(加藤会長)

皆さん、お晩でございます。

夜分お疲れのところ、本会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、前回、審議いたしました、予約をキャンセルした際の取扱いについての内容も含めた、継続審議となります。

なお、本日の審議会につきましては、前回、時間が長引きましたので、会議を効率的に運営する観点から、終了時間を20時30分を目途として進めてまいりたいと思っております。

会議の進行のご協力の程をお願い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速、次第2の議事に入らせていただきます。

議案第1号、幕別町使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

(政策推進課副主幹)

本日の会議に当たりまして、事前配布いたしました資料1につきまして、本日、お手元の方に差し替えの資料を用意させていただいております。

お手数をおかけしますが、本日はそちらの資料をご覧くださいませよう、よろしくお願いいたします。

それでは、私の方から本日差し替えいたしました、資料1「現状の主な公共施設の予約及び支払い等について」につきまして、修正した箇所も含めてご説明させていただきます。

前回の第3回使用料等審議会におきまして、公共施設使用料の前納及び予約をキャンセルした場合の使用料の取扱いについて、様々なご意見をいただいたことから、キャンセルの前段になります施設予約の方法につきましても、併せて整理いたしましたのでご説明いたします。

資料の表になりますが、左から「施設名」、「団体区分」、「予約の開始時期」、「条例上の支払い時期」とし、各施設における現状の予約や支払い等について、まとめた表となっております。

まず、表の中央にあります「予約の開始時期」の列をご覧ください。

はじめに、近隣センターにつきましては、それぞれの近隣センターで設置しております、近隣センター運営委員会で管理をしていることから、予約は随時、受付けていることとなっております。

次に、各コミュニティセンター及び札内コミュニティプラザにつきましては、基本的には使用する月の3か月前の1日から、予約を受付けております。

次に、文化施設であります町民会館につきましては、随時、予約を受付けておりますが、百年記念ホールにつきましては、講堂、大ホール及びギャラリーの使用は、使用する月の1年前の1日から、その他の貸室は、使用する月の3か月前の1日から予約を受付けております。

次に、体育館施設であります農業者トレーニングセンター及び札内スポーツセンターにつきましては、定期利用団体と随時利用団体で予約の開始時期を分けておまして、まず、定期利用団体につきましては、半年を期間として、年に2回、予約を受付けております。

なお、ただし書きにもありますとおり、定期利用団体の予約につきましては、週2回、各2時間という限度を設けております。

また、随時利用団体につきましては、使用する月の1年前の1日から予約を受付けておりますが、半年を期間とした定期利用団体が使用している時間帯については、定期利用団体優先として、予約はできない、予約を入れさせないこととしております。

次に、幕別運動公園の野球場及び陸上競技場、それとパークゴルフ場の下に記載しております、幕別運動公園テニスコートから札内川河川緑地ソフトボール場につきましては、大会で使用する場合は、使用する月の1年前の1日から、その他の使用につきましては、使用する月の3か月前の1日から予約を受付けております。

このように、現状の施設予約につきましては、大会で使用する場合に限っては、1年前からの予約を受付けている施設もありますが、基本的には多くの施設が、団体の区分なく、3か月前から予約を受付けている状況にあります。

続きまして、一番右にあります「条例上の支払い時期」の列をご覧ください。

まず、近隣センター、幕別地域コミュニティセンター及び忠類コミュニティセンターにつきましては、各施設条例におきまして、「使用料をあらかじめ納付しなければならない」と規定されており、百年記念ホール、集団研修施設こまはた、幕別運動公園野球場及び陸上競技場につきましても、「使用料を前納しなければならない」と規定されていることから、これらの施設は

使用日より前に使用料を納めることとなっております。

また、町民会館、農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター及び忠類体育館につきましては、この表に記載されているとおり、各施設条例におきまして、「使用料を納めなければならない」と規定されているのみですが、各施設条例の施行規則におきまして、「使用の承認を受けたときに使用料を納付しなければならない」と規定されていることから、実質的には使用日より前に使用料を納めることとなっております。

このことから、現状におきましては、札内コミュニティプラザを除く、ほとんどの施設においては、基本的には使用料を前納することとなっております。

ここまでの、「現状の主な公共施設の予約及び支払い等について」の説明になりますが、この各施設の現在の取扱い及び前回の審議会でもいただいたご意見を踏まえ、下の表のとおり、統一した予約及び支払い等についての案を作成しましたので、ご説明させていただきます。

なお、こちらの表の内容が、事前配布しました資料から修正した箇所となっております。

はじめに、左から2列目の「団体区分」と、3列目の「予約の開始時期」についてですが、まず、団体区分として、「大会や公演等で使用する団体」、「定期利用団体」、「上記以外の団体」と3つの区分に分けさせていただき、「大会や公演等で使用する団体」、「定期利用団体」の2つにつきまして、優先予約を定めることといたしました。

1つ目の「大会や公演等で使用する団体」につきましては、右の欄に記載のとおり、使用する月の1年前の1日から予約可能といたしました。

こちらにつきましては、ただし書きとして、全国や全道規模の大会、公演等については、1年以上前から準備の必要なものもありますことから、それらの大会、公演等はこの限りでないという扱いにいたしました。

次に、2つ目の「定期利用団体」につきましては、使用する四半期の4か月前の1日から中旬までの期間で優先予約を受け付けし、利用調整することといたしました。

現在、半年間の定期利用を受け付けている施設につきましては、四半期の3か月間と期間が短くなりますが、札内コミュニティプラザのように複数か月の予約を受け付けていない施設につきましても、新たに四半期、3か月間の定期利用を可能とする扱いにいたしました。

ただし、定期利用団体の優先予約につきましては、こちらが修正した内容になりますが、現状の各種団体の使用状況を考慮し、文化団体は各施設ごとに月3回を限度、スポーツ団体は各施設ごとに月6回を限度とさせていただき、また、現在、定期利用を受け付けている施設におきましては、既存の定期利用団体を優先している施設が多いのですが、案といたしましては、既存の利用団体と新規の利用希望団体の希望する日時が重複した場合については、双方と利用調

整をし、それでも調整できない場合は、抽選により利用団体を決定することといたしました。

最後に、3つ目の「上記以外の団体」につきましては、1つ目の「大会や公演等で使用する団体」が1年前から、2つ目の「定期利用団体」が4か月前からの優先予約となりますので、それより後の、使用する月の3か月前の1日から予約可能といたしました。

次に、表の一番右にあります「条例上の支払い時期」についてですが、前回の審議会で委員の皆様からいただいたご意見も踏まえ、記載のとおり案を作成いたしました。

前回までの審議会では、基本方針(案)に記載のとおり、使用料は使用承認後、速やかに納付すると説明しておりましたが、案といたしましては、支払いをギリギリまで待つこととして、使用日当日までに支払うことといたしました。

ただし、興行など、営利目的または入場料等を徴収する場合については、使用日の1か月前までに支払う取扱いといたしました。

なお、予約をキャンセルした場合の使用料の取扱いにつきましても、前回の審議会で委員の皆様からいただいたご意見を踏まえまして、前回までの審議会では、使用料は速やかに納付し、納付された使用料は還付しないと説明しておりましたが、案といたしましては、新たにキャンセル規定を設けることといたしました。

施設予約のキャンセルは、前日までに連絡をいただくこととし、キャンセル後につきましては、使用料は徴収いたしません。使用日の2週間前を過ぎてから1週間前までにキャンセルをした場合は使用料の5割、使用日の1週間前を過ぎてから前日までにキャンセルをした場合は使用料の8割をキャンセル料として徴収し、また、使用日当日に施設を使用しなかった場合は、こちらが修正した内容になりますが、金額は変わりませんが、キャンセル料を10割徴収するのではなく、使用料を全額徴収することといたしました。

ただし書きにつきましても、修正した内容になりますが、災害等による、使用者の責によらない事由により使用できない場合を除き、既に納付された使用料は還付しないこととします。使用料を支払った後のキャンセルについては、還付しないことといたします。

本日お配りした資料1についてのご説明は以上となります。

(政策推進課長)

次に、私から資料2のご説明をさせていただきたいと思います。

資料の2、A3版横置き資料をご覧くださいませでしょうか。

こちら、使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)の新旧対照表となっております。

この表ですが、左側が見出しにありますとおり、【旧】ということで、現状の基本方針(案)、

右側が新たに見直した内容となっております。

今回の見直しの内容なんですけれども、パークゴルフ場の取扱いにつきまして、前回、色々ご意見等いただいております。

ですので、そのご意見等参考に、基本方針(案)につきまして、見直しを行ってはどうかということで、案の方をこういった形でご提示させていただいておりますので、皆様の方で、ご審議いただきたいと思います。

まず、表の左側をご覧くださいませでしょうか。

これが、現行の基本方針(案)になるのですけれども、表の区分の上から2つ目、「基本方針適用施設(※)」とあるのですが、現状、パークゴルフ場につきましては、こちらに太字で下線を引いてあるとおり、パークゴルフ場の「大会等使用に限る」、具体的にいうと団体使用で予約等が入った場合、そういった場合につきましては使用料を徴収しますということになっておりまして、この表の一番下の「見直し対象外施設」、こちらにパークゴルフ場「個人利用に限る」とカッコ書きであります。個人利用については、現状の案としては使用料の見直しの対象外として、使用料については負担をいただかない、というような案となっております。

前回、パークゴルフ場の取扱いにつきまして、色々お話をいただいたところでありまして、こちらにつきまして、理事者を含めて協議をさせていただいております。

今の課題としましては、まず、現行の案では個人利用については無料、団体利用につきましても、大会での使用など、予約を入れた団体のみ使用料を負担していただくとなっておりますけれども、他の施設と違ってパークゴルフ場につきましては、使用料をご負担いただいても、占有まではできない扱いとなっておりますことから、団体の中でも予約をしないで利用をする団体は負担がないものですから、そうすると、予約をした団体としない団体で公平性が保てるのかといったところと、後は他の自治体におきましても、こういった扱いがあるようで、実際そうすると予約をする団体がほとんどなくなったという事例もあったことから、今回、パークゴルフ場全体につきまして、個人利用の場合も含めて、今回の基本方針に基づいて整理する形ではなく、基本方針とは別にもう少し時間をかけて、別途整理をしていくということで考えていると思っております。

こちらにつきまして、今までは本町はパークゴルフの発祥の地ということで、普及促進に努めるという意味もありまして、誰でも気軽に利用できるよということ、無料のままといった考えもありましたけれども、特に個人利用につきましては、前回、この審議会の中でも例えば使用料という形ではなく、協力金ですとか、寄附金といった形で扱うことをご負担をいただいているかどうか、そういった案もございましたので、そういった案も十分に含めた中で、今後、

検討してまいりたいと考えております。

いわゆる使用料という形で徴収しなくなるケースも考えられますことから、今回の基本方針(案)というのは、あくまでも使用料に関する基本方針ということなので、そちらから外れる可能性もあるため、いただいたご意見を十分踏まえた中で、別途協議をしていきたいと考えておりますので、その点についてこの場で皆様にご審議いただければと思いますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

(加藤会長)

ありがとうございました。

ただ今、事務局より説明をいただきましたので、皆様からご意見をいただきたいと思えます。

何かご意見等はございませんか。

(前野委員)

私、チャリティーコンサートを年2回、社会福祉協議会で開催させていただいているのですが、いつも札内コミプラを使わせていただいているのですけれども、チャリティーなので、今は会場を無料で借りているのですが。

毎年、4月と11月に年2回、チャリティーコンサートをコロナの前にやっていたんですが、これの支払いは一体どうなっているのか、私、実行委員長なんですが、お金の話は聞こえてこなかったもので、幕別町と社会福祉協議会とで、何か打合せがあるのか、金額が発生するのだろうか、ちょっとお尋ねしたいと思いました。

(政策推進課長)

そういった使用に関するケースは、私どもで今、把握していないものですから、お支払いしているか、していなか含めて、この場で内容までわからないのですが、お支払いしているのでしょうか。

(前野委員)

チャリティーなもので、全額を赤い羽根などに寄付をしているのですが、いつも札内コミプラの大集会室を使用しているのですが、それは無料になるのかどうか。

来年へ向けて、社協へ言った方が良いのか、役場へたずねた方が良いのか、今まで3か月くらい前から予約は入れているのですけれども、金額の方は社協からいくらですと言ってこない

ので、そのままチャリティーのお金は寄付をしていると思いますので、では無料で使っているのかなと思ひまして、ちょっとお聞きしました。

（政策推進課長）

予約に関しては、今後の新しい案の方でも、3か月前から予約ということで、今と同じ時期には予約ができると思いますが、あと、お支払いについては、現状把握はしていないのですけれども、例えば赤い羽根の方に全額募金をするようなチャリティーであれば、町の共催という形にすれば、無料の扱いも出てくるので、中身について、よろしければ後ほど具体的にどういった活動でどういった状況かということをお調べさせていただき、改めてお話させていただければと思います。

（國安委員）

資料1の方なんですけれども、まずひとつ、下の枠の中になります、「ただし、文化団体は各施設ごとに月3回を限度」と書いてあるんですけれども、今、ほとんどの文化協会に加盟している団体というのは、会場の使用は毎週やっていると思うんですが、これは有料になった時の話だと思いますが、有料になってそして会場の使用回数が減ることなんですか。

3回までしか、使ったらダメということなんですか。

（政策推進課長）

こちらにつきましては、現在、月4回というのはこちらも承知しておりまして、前回の会議でもお話させていただきましたが、定期利用団体だけで予約が埋まってしまって、他の団体が使えないということもあるものですから、ある程度、皆さんが有効活用できる形で本来であれば予約をするべきだという話ではあったのですけれども、この3回のというのは、3回までしか使えないという話ではなく、優先予約は3回までで、ただ、それ以降、上記以外の団体と同じ形で3か月前からの1日からは、それ以降も予約は十分可能となっております、3回までしか予約はできませんというものではないということで、4回目以降につきましては、上記以外の団体と同じように、3か月前からでしたら予約が可能になるということでもあります。

なので、4回という使い方があったのですけれども、なるべく、その回数を減らした中で広く皆さんに利用する機会をとということで、今回、4回を3回という形で優先予約分だけは回数を減らせていただいたというところであります。



(國安委員)

あと、もう一点ですけれども、百年記念ホールのところ、真ん中の列の予約の開始時期というところなんですけれども、ここで、講堂と大ホール、ギャラリーは1年前からと書いてありますが、講堂も大ホールと同じように1年前から予約できるという判断でよろしいのでしょうか。

(政策推進課長)

こちら、上の方の段は現在の状況ということになっておりまして、現在は、講堂、大ホール、ギャラリーは使用月の1年前からということになっているんですけれども、今後につきましては、下の段の表のとおりとなりますので、大会、後援では1年前からなんですけれども、定期利用は4か月前から、それ以外の団体については3か月前から予約を受けいたしますという扱いをさせていただきたいと考えております。

(國安委員)

文化団体は「上記以外の団体」に入るのでしょうか。

(政策推進課長)

文化団体は、こちらの定期利用団体の方に入っております。

なので、四半期ごとに4か月前の1日から予約をお受けいたしますということになります。

(國安委員)

講堂は1年前から良いんですね。

(政策推進課長)

講堂が1年前から良いのは現状でありまして、今後につきましては、講堂も含めて定期利用団体は4か月前からということになります。

(高橋委員)

文化団体とスポーツ団体というのは、文化協会と体育連盟に加入しているのを前提で言っているのか。

(政策推進課長)

文化団体につきましては、委員がおっしゃったように、文化協会加盟団体ということで、整理をさせていただいております。

スポーツ団体につきましては、実は体育連盟に加盟しているのは、協会の方々が加盟していて、それぞれの団体というのは体育連盟にほとんど加盟をしていないんです。

協会があつて、その協会が体育連盟の方に加盟していて、本来であれば協会の下に下部組織ではないですが、色々な活動団体があるんですけれども、そちらの活動団体については体育連盟というところには加盟しておりません。

ですので、今、現状でスポーツ団体をこういった形で、トレーニングセンター、スポーツセンターというのは週2回、各2時間を限度として優先的に予約をしているんですけれども、そういう団体につきましては、現状は教育委員会として受付けているのが、名簿等出していただいて、そちらの方で登録ではないですけれども、教育委員会の方で把握をしている団体ということで扱っているということなので、今後につきましては、例えばそういった形で名簿を提出していただくとか、登録制になるだとか、その辺については十分整理をしていきたいと考えております。

(高橋委員)

文化協会に加盟していない文化団体は、この縛りはないということか。

(政策推進課長)

縛りと言いますか、今現在も月4回ということで、無料でお使いいただいているのは文化協会加盟団体のみということなので、そちらにつきましては見直し後もある程度の優先的な予約をとということで、定期利用団体のところにそちらの団体については入っていただいて、それ以外の任意でされている文化団体につきましては、上記以外の団体という扱いになります。

後は、例えばそういった団体が文化協会へ加盟したいだとか、ということも出てくるかと思いますので、そういった形で加盟をすれば定期利用団体の扱いになるということになります。

(高橋委員)

文化団体とスポーツ団体という言い方が曖昧過ぎるので、もうちょっと限定的に言った方が、たぶん皆さん納得できるのではないのかなと思いました。

(政策推進課長)

そこにつきましては、ちょっと表現の方を、わかりやすい形に修正させていただきたいと思  
いますので、よろしく願いいたします。

(加藤会長)

その他にご意見はございませんか。

ないようであれば、議案第1号について、本日の審議はこのあたりで終了したいと思います。

次の、次第3のスケジュール等についてになりますが、本年1月に開催した第1回の審議会  
から10か月が過ぎ、本日が第4回の審議会となりましたが、使用料の算定方法から、減免基準、  
予約キャンセル時の使用料の取扱いなど、この審議会でもいただいたご意見が反映されるなど、  
一定程度の整理がなされたものと思います。

つきましては、本審議会については、次回の審議で答申をまとめたいと考えておりますが、  
いかがでしょうか。

(「よろしいです」の声あり)

それでは、審議終了まで引き続きご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

次回の日程につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

(政策推進課長)

次回、第5回の審議会の開催日になりますけれども、先ほど加藤会長の方ともご協議させて  
いただきまして、日程の方を12月2日、木曜日、時間につきましては今回と同じ19時から、会  
場につきましても、本日と同じこの会場で開催を予定させていただきたいと思っております。

なお、本日の第4回と前回の第3回審議会でも配布いたしました資料につきましては、次回の  
第5回審議会でも使用いたしますので、ご持参いただきますよう、どうぞよろしくお願いいた  
します。

以上でございます。

(加藤会長)

今回は、令和3年12月2日、木曜日の19時から、会場はこちらの会場で開催させていただき

ます。

最後に次第4、その他ということですが、事務局または委員の皆様から、何かありませんでしょうか。

ないようですので、それでは、本日の会議はこれで終了いたします。

皆さん、どうもお疲れ様でした。